に掲げる欠損金額等」と、「前条第四項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同項第三号中「法第五十七条の二第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第三項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第四号中「法第五十七条の二第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第五項」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同令第百十六条第二項中「法第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、同令第百十六条の二第一項中「同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項」と、同条第二項中「第百十二条第二項（」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百十二条第二項（」と、「第百十二条第二項中」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百十二条第二項中」と、「未処理欠損金額」とあるのは「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等」と、「未処理災害損失欠損金額」とあるのは「法第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額」と、同条第三項中「法第五十七条第一項の」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額（同条第二項又は第五項」とあるのは「個別欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた個別欠損金額」と、「同条第二項の規定」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項の規定」と、「同条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、「欠損金額に」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額に」と、「生じた第五十七条第一項」とあるのは「生じた同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、「に相当する」とあるのは「又は個別欠損金額に相当する」と、同令第百十六条の三第一号中「同項に規定する個別欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、同令第百十七条の二第一号中「同項に規定する個別欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第二号中「法第五十七条第一項（」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項（」と、「法第五十七条第一項又は」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は」と、同令第百十八条第二号中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、同令第百五十五条の二第一項中「法第五十九条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項」と、「法第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定の適用がある連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用がある個別欠損金額又は欠損金額」と、同条第二項中「法第五十九条第二項に係る」と、同項第一号中「法第五十九条第二項に係る」と、同項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項　同項」と、「法第五十九条第二項及び」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項及び」と、「法第八十一条の九第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項及び第五十八条第一項」と、同項第二号中「法第八十一条の九第一項の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により事業年度の所得の計算上法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に算入される個別欠損金額又は欠損金額」と、「法第八十一条の九第一項の規定の適用がある連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用がある個別欠損金額又は欠損金額」と、「法第八十一条の九第一項及び」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項及び」と、「法第八十一条の九第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項及び」と、「法第八十一条の九第一項の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により事業年度の所得の計算上法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に算入される個別欠損金額又は欠損金額」と、「法第八十一条の九第一項の規定の適用がある連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定の適用がある個別欠損金額又は欠損金額」と、「法第八十一条の九第一項及び」として、これらの規定の例によるものとする。

第二十条の三第三項中「適格合併等の日」を「適格合併の日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の翌日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第百十二条第十三項及び第十四項」を「第百十二条第十項から第十二項まで」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十一条第二項中「第五項第一号」を「第四項第一号」に、「第百十二条第八項第二号」を「第百十二条第五項第二号」に改め、同条第三項中「第五十七条第二項に規定する適格合併等又は同条第五項に規定する適格合併等」を「第五十七条第二項に規定する同条第一項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合若しくは当該内国法人との間に同法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合又は同法第五十七条第四項に規定する適格組織再編成等」に改める。

第二十一条の四の見出しを「（商工組合等の留保所得の算定に係る特例）」に改める。

第二十四条の二及び第二十四条の二の四第一項中「又は第七十二条の二十八」を「、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九」に改める。

第二十四条の二の二第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　特別清算開始の決定があつたこと。

第二十四条の二の九第一項第一号中「又は第七十二条の二十八」を「、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九」に改める。

第二十四条の三第一項中「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を加え、「又は第七十二条の二十八第一項」を「、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項」に改め、同条第四項中「又は第七十二条の二十八第一項」を「、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項」に改める。

第二十四条の四第一項中「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を加え、「又は第七十二条の二十八第一項」を「、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項」に改め、同条第五項中「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を加え、「本項」を「この項」に改める。

第二十四条の四の二並びに第二十四条の四の三第一項及び第二項中「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を加える。

第二十四条の六第一項中「、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第二項第一号中「、第四十二条の十一第五項」及び「、第六十八条の十五第五項」を削る。

第二十四条の七第一項中「、第四十二条の十一第五項」を削る。

第二十九条を削り、第三十条を第二十九条とする。

第三十一条を削る。